

平成31年第1回（2月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成31年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次
第1日（2月12日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会・開議宣告(午後1時50分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定について	4
会議録署名者の指名	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について	5
日程第4 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	6
日程第5 議案第2号 広島県市町総合事務組合理約の変更について	7
日程第6 議案第3号 平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	8
日程第7 議案第4号 平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	9
日程第8 議案第5号 平成31年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	11
日程第9 議案第6号 平成31年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	13
日程第10 議案第7号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	15
議了宣告	17
広域連合長の閉会挨拶	17
閉会宣告(午後2時27分)	18
会議録署名	19

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第28号

平成31年2月12日（火曜日）国保会館6階大会議室 I

出席議員

1番	谷口	修
2番	星谷	鉄正
3番	石橋	竜史
4番	山内	正晃
6番	中田	光政
7番	大川	弘雄
8番	仁ノ岡	範之
9番	吉田	尚徳
10番	塚本	裕三
11番	連石	武則
12番	大本	千香子
13番	小田	伸次
14番	堀井	秀昭
15番	細川	雅子
16番	牧尾	良二
17番	井上	佐智子
18番	秋田	雅朝
19番	山本	一也
20番	小菅	卷子
21番	久留島	元生
22番	沖田	ゆかり
23番	中川	ゆかり
24番	矢立	孝彦
25番	大林	正行
26番	信谷	俊樹
27番	福田	義人
28番	久保田	龍泉

欠席議員

5番 加藤 忠二

説明員

広域連合長	平谷 祐宏
広域連合事務局長	寺崎 雅浩
広域連合事務局次長兼総務課長	谷川 昌行
業務課長	大下 佳弘
総務課企画財政係長	山根 純

業務課課長補佐兼賦課収納係長 岡 本 巧 一

議事補助員

議会事務局長	山 西 一 幸
議会事務局次長	当 天 次 美
書記	谷 岡 英 子

議事日程（第1号）

（平成31年2月12日 午後1時50分開議）

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 議席の指定について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について |
| 日程第4 | 議案第 1号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について |
| 日程第5 | 議案第 2号 広島県市町総合事務組合理約の変更について |
| 日程第6 | 議案第 3号 平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第 4号 平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第 5号 平成31年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第9 | 議案第 6号 平成31年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第 7号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 5 0 分 開 会

○議長（谷口修）

ただいまの出席議員 27 名であります。地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから平成 31 年第 1 回広域連合議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

平成 31 年第 1 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、国におきまして、高齢者医療に対する負担のあり方などが検討され、来年度、保険料均等割額の軽減特例措置について見直しがされることになりました。

この定例会に提出しております議案は、その軽減特例の見直しを含む条例改正のほか、平成 31 年度当初予算案といった重要案件を提案いたしております。

どうぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口修）

この際、御報告いたします。

理事者側の説明員として、平谷広域連合長、寺崎広域連合事務局長、谷川事務局次長兼総務課長、大下業務課長、総務課山根企画財政係長、業務課岡本課長補佐兼賦課収納係長を呼んでおりますことを御報告いたします。

また、議場配付いたしました「例月出納検査」及び「平成 30 年度定期監査」結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第 1 号）のとおりでございます。

この日程によって議事を進めて参りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口修）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（谷口修）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。議席は、現在着席されている席とします。なお、本日の会議録署名者として15番細川議員、26番信谷議員を指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（谷口修）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口修）

御異議なしと認めます。よって会期を本日1日と決定いたします。

△ 日程第3 「広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について」

○議長（谷口修）

次に日程第3「広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は、議長において行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）

異議なしと認めます。議長が指名することに決定いたしました。選挙管理委員及び補充員として、お手元に配付してあります名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま御指名いたしました方々を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）

異議なしと認めます。よって、ただいま御指名いたしました方々が選挙管理委員及び補充員に当選されました。

△ 日程第4 「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

○議長（谷口修）

次に日程第4「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷祐宏）
（挙手）

○議長（谷口修）
広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

ただいま上程されました議案第1号につきまして御説明申し上げます。

本案は、加賀美和正氏の監査委員の任期が平成31年3月27日で満了し、識見を有する者の監査委員が空席となることから、後任の監査委員として寶来伸夫氏を選任することについて、御同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますように、寶来氏は、平成23年4月から広島県企業局長、翌年から広島県農林水産局長を歴任後、平成28年3月に広島県を退職され、現在はJA広島中央会顧問の職を務めておられます。知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口修）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）

異議なしと認めます。本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口修）

異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第5 「議案第2号 広島県市町総合事務組合規約の変更について」

○議長（谷口修）

次に日程第5「議案第2号 広島県市町総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）
（挙手）

○議長（谷口修）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（寺崎雅浩）

それでは、ただ今上程されました議案について、御説明を申し上げます。

議案書の1ページ、及び別冊1の「平成31年第1回広域連合議会定例会議案資料」をお開きください。説明は、議案資料のほうでさせていただきます。

「議案第2号 広島県市町総合事務組合規約の変更について」でございます。

1の趣旨でございます。広域連合が加入をしております、広島県市町総合事務組合の構成団体である「宮島競艇施行組合」が、事業運営の効率化を図るため、平成31年4月1日から地方公営企業法全部適用へ移行することに伴い、名称を「宮島ボートレース企業団」に変更をすることから、広島県市町総合事務組合規約の変更を行うものでございます。

2の内容でございます。広島県市町総合事務組合規約別表第1及び別表第2の「宮島競艇施行組合」を「宮島ボートレース企業団」に改めるものでございます。広島県市町総合事務組合においては、組合規約の一部を改正されることとなりますが、この改正には、組合の構成団体でございます当広域連合の議会の議決を経て、協議が必要となるものでございます。

3の施行期日は、平成31年4月1日からでございます。

以上、上程された議案につきまして概要をご説明申し上げます。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口修）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件の質疑を終結します。
次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件の討論を終結します。

本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

ありがとうございます。起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第6 「議案第3号 平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」

○議長（谷口修）

次に日程第6「議案第3号 平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。なお、予算の説明につきましては、長くなりますので、座って説明いただいても結構です。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。「議案第3号 平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてでございます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

それではお手元の議案書の2ページをお開きください。一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,898万7千円を減額し、予算の総額をそれぞれ11億2,597万円とするものでございます。

3 ページをお開きください。この補正の主な内容につきまして、御説明いたします。まず、歳入でございます。

「4 款 繰入金」「1 項 基金繰入金」の 1,857 万 7 千円の減額は、主に特別会計への事務費繰出金の減額に伴い、財政調整基金からの繰入金の減額を計上したものでございます。

続きまして、4 ページを御覧ください。歳出でございます。

「3 款 民生費」「1 項 社会福祉費」の 1,900 万円の減額は、特別会計への事務費繰出金の減額を計上したものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口修）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件の質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 7 「議案第 4 号 平成 30 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

○議長（谷口修）

次に、日程第 7 「議案第 4 号 平成 30 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第4号平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてです。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,655万7千円を減額し、予算の総額をそれぞれ4,060億7,044万2千円とするものでございます。

このたびの補正は、歳出につきましては、委託事業等の執行残見込額を減額し、歳入につきましては、国庫補助金を増額し、基金繰入金の減額などを行うものでございます。

それでは、6ページをご覧ください。この補正の主な内容について御説明いたします。まず、歳入でございます。「2款 国庫支出金」「2項 国庫補助金」の2億3,181万2千円の追加は、平成30年7月豪雨災害により災害救助法が適用された市町に住所を有する被保険者に係る一部負担金及び保険料の減免に要する経費について、補助対象とされたことに伴う、増額分を計上したものでございます。

「7款 繰入金」「1項 一般会計繰入金」の1,900万円の減額は、事務費に充当される経費の減額等に伴い、一般会計からの繰入額の減額を計上したものでございます。

次の「2項 基金繰入金」の2億3,981万4千円の減額は、歳入と歳出の差額につきまして、後期高齢者医療給付準備基金からの繰入額の減額を計上したものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。歳出でございます。「1款 総務費」「1項 総務管理費」の1,898万7千円の減額は、広域連合システムハウジングにつきまして、今年度締結した契約に基づき、「使用料及び賃借料」の減額等を計上したものでございます。

「4款 保健事業費」「1項 健康保持増進事業費」の1,923万6千円の減額は、広域連合が業務委託により実施しております歯科健診について、受診者数が見込みより減少したことに伴う委託料の減、及び市町が行います低栄養防止・重症化予防事業につきまして、事業費が見込みを下回ったことに伴う補助金の減額等を計上したものでございます。

「7款 諸支出金」「1項 償還金及び還付加算金」の1,122万1千円の追加は、市町への保険料還付金の見込額の増額等を計上したものでございます。

8ページをご覧ください。「第2表 債務負担行為補正」でございます。まず、「1の追加」は、平成31年度の事業のうち、平成30年度中に委託契約をして準備を進める必要がある事業につきまして、債務負担行為を追加するものでございます。また、「2の変更」につきましては、平成30年度に設定しました広域連合システムハウジングに係る債務負担行為につきまして、今年度締結いたしました契約に基

づき、限度額を減額するものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口修）

本件の質疑についても発言の通告がありませんので、質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 8 「議案第 5 号 平成 31 年度 広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（谷口修）

次に日程第 8 「議案第 5 号 平成 31 年度 広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書の 9 ページをお開きください。「議案第 5 号 平成 31 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてでございます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

本予算は、第 1 条にありますように一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ 12

億 4,620 万 5 千円とするものでございます。また、第 2 条にありますように一時借入金の限度額を 5 千万円としております。歳入歳出の詳細につきましては、恐れ入りますが、少し後ろにあります別冊 4「平成 31 年度 広島県後期高齢者医療広域連合一般会計当初予算説明書」により主な内訳を御説明申し上げます。

別冊 4 の 3 ページをお開きください。この別冊につきましては、左右見開きのページとなっております。まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

3 ページの「1 款 分担金及び負担金」は、各市町からの事務費分賦金で、12 億 4,614 万 5 千円を計上しており、前年度比 1 億 5,082 万 8 千円、13.8%の増としております。これは、歳入のうち財政調整基金からの繰入金が減となったことや歳出のうち特別会計への事務費繰出金が増となったこと等によるものです。

少し飛びますが、9 ページをお開きください。9 ページの「4 款 繰入金」、「1 項 基金繰入金」、「1 目 財政調整基金繰入金」は、本年度予算は 1 千円で、前年度と比較しますと約 8 千万円の減としております。

繰入金を約 8 千万円の減額していることにつきまして、御説明します。全国の後期高齢者医療広域連合が使用しております電算処理システムは、概ね 5 年単位で機器の更改が行われており、今回は平成 35 年度頃の機器更改が見込まれております。その際には、単年度でシステム構築費用が発生する見込みでございます。このシステム構築経費を単年度で拠出することとなりますと、構築を行う年度においては、各市町の経費負担が急激に増加することから、財政調整基金からの繰入を行い、市町の負担軽減に充てることとしております。

このため、システム構築年度に到達するまでの間は、構築費の財源確保のため、財政調整基金からの繰入を行わないこととしたものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。17 ページをお開きください。17 ページの「1 款 議会費」は、広域連合議会の開催等に要する経費で、267 万 5 千円を計上しており、前年度比 45 万 4 千円の増としております。

続きまして、19 ページをお開きください。19 ページからが「1 項 総務管理費」でございます。内容としては、派遣職員給料等負担金をはじめ、事務所の使用料、賃借料など、広域連合の運営に関する経費です。

25 ページをお開きください。25 ページの左下の合計のところのとおり、総額 3 億 725 万 7 千円を計上しております。

続きまして、27 ページをお開きください。27 ページは「2 項 選挙費」でございます。1 枚おめくりいただきまして、29 ページは「監査委員費」でございます。それぞれ前年度と同額を計上しております。

31 ページをお開きください。「3 款 民生費」は、特別会計事務費繰出金で、9 億 3,083 万 5 千円を計上しており、前年度比 6,734 万 6 千円、7.8%の増としております。

次の 33 ページの「4 款 公債費」及び、1 枚おめくりいただき、35 ページの「予備費」につきましては、それぞれ前年度と同額を計上しております。

37 ページ以降は給与費の明細書です。職員数に変動はございません。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。御審議の

上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口修）

本件の質疑についても発言の通告がありませんので、質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

ありがとうございました。起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第9 「議案第6号 平成31年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（谷口修）

次に日程第9「議案第6号 平成31年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。改めて議案書に戻っていただきまして、議案書の12ページをお開き下さい。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

本予算は、第1条にありますように予算総額を歳入歳出それぞれ4,161億3,903万9千円とするものでございます。後期高齢者医療制度は、2か年度の特定期間を単位に財政計画を立て、保険料率を設定して運営していくこととされており、平成31年度は特定期間の2年目で、平成29年度に設定いたしました保険料率の

算定基礎数値を基に予算編成をいたしました。

第2条につきましては、地方自治法の規定により、債務負担行為を定めるもの
でございます。この債務負担行為につきましては、議案書の一番後ろのページ、
冊子の一番後ろ、15 ページになりますけれども、15 ページの「第2表 債務負担
行為」にありますように、被保険者証等印刷封入業務につきまして、期間を平成
32年度4月1日から同年6月30日まで、限度額を72万9千円としております。

恐れ入ります。同じ議案書の12ページに戻っていただき、12ページの第3条で
は一時借入金の限度額を20億円と定め、第4条では、歳出の「2款 保険給付
費」の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合については、地方自治法の
規定により、同一款内での各項間の流用により処理をさせていただくことを定め
たものでございます。

恐れ入ります。それでは、別冊5、少し分厚いんですけれども、別冊5「平成
31年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算説明書」
により、主な内訳を説明させていただきます。

別冊5の3ページをお開きください。歳入の主なものにつきまして御説明申し
上げます。まず、3ページの「1款 市町支出金」です。「1項 市町負担金」
のうち「1目 保険料等負担金」「1節 現年度分」ですが、375億8,344万円で、
対前年度比14億5,492万円、4.0%の増としております。これは、保険料率の算
定基礎となった被保険者数等から推計したのから算出したしております。

その次の療養給付費負担金は、医療給付費の12分の1となっております

続きまして、5ページからは「2款 国庫支出金」、2枚めくっていただきま
して、9ページからは「3款 県支出金」、また2枚めくっていただきまして、
13ページは、現役世代からの支援金でございます「4款 支払基金交付金」で
ございます。

1枚おめくりいただきまして、15ページは「5款 特別高額医療費共同事業交
付金」です。これらにつきましては、保険料率算定に用いた基礎数値に基づく医
療給付費等により、後期高齢者の医療の確保に関する法律等関係規定に沿ってそ
れぞれ算定したものでございます。

19ページをお開きください。「7款 繰入金」です。「1項 一般会計繰入
金」は、特別会計事務費繰入金で、9億3,083万5千円、前年度比6,734万6千
円、7.8%の増としております。

1枚おめくりいただきまして、21ページの「2項 基金繰入金」では、「1目
給付準備基金繰入金」を34億5,005万7千円としております。

続きまして、歳出の主なものについて、御説明申し上げます。少し飛びまして
33ページをお開きください。33ページ、「1款 総務費」でございます。これは
郵送料等の役務費、各種電算システムの運用管理やレセプト点検、医療費適正化
に係る委託料をはじめ、後期高齢者医療制度の運営に係る事務経費でございます。
総額で、左の下にありますように8億9,473万1千円を計上し、前年度比2,231
万3千円、2.6%の増としております。増となった要因ですが、平成31年3月か
ら稼動予定の電算処理システムの機器更改に関して、システムの運用保守につき

まして、機器リースと一括契約としたことから、システム保守委託料が減となったものの、機器リース期間が1ヶ月から1年間となったことにより、リース料が増となったものでございます。

35 ページをお開きください。35 ページから 40 ページにかけましては、特別会計予算のほとんどを占めます「2 款 保険給付費」でございます。保険料率設定時の基礎数値により算定した額を基本として計上しており、35 ページの「療養諸費」、それから1枚おめくりいただきまして、37 ページの「2 項 高額療養諸費」、また1枚おめくりいただきまして、39 ページの「3 項 葬祭費」、この三つを合わせますと、額にして 4,145 億 7,451 万 5 千円、前年度と比較して 3.6% の増としております。

続きまして、41 ページをお開きください。「3 款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、国民健康保険中央会が実施する特別高額医療費共同事業の拠出金として、1 億 682 万 6 千円を計上しております。

43 ページをお開きください。「4 款 保健事業費」でございます。保健事業につきましては、医療費の適正化を図るとともに、高齢者ができる限り自立した日常生活を送ることができるよう、積極的に施策を推進する必要があります。「1 目 健康診査費」では、1 億 9,308 万 1 千円、前年度と比較して 1,563 万 1 千円、8.8% の増としております。「2 目 その他健康保持増進費」では、2 億 8,434 万 7 千円、前年度比 3,959 万 9 千円、16.2% の増としております。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口修）

本件の質疑についても発言の通告がありませんので、質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 10 「議案第 7 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者

医療に関する条例の一部改正について」

○議長（谷口修）

次に日程第 10「議案第 7 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎業務課長（大下佳弘）
（挙手）

○議長（谷口修）
業務課長。

◎業務課長（大下佳弘）

ただ今、上程されました追加議案について御説明いたします。「議案第 7 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」でございます。

別冊 6 の議案資料により御説明させていただきます。1 ページをお開きください。この議案は、後期高齢者医療制度発足時から国の予算措置により実施されてきた保険料軽減特例措置の見直しに必要な改正を行うものでございます。また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。

2 の内容です。(1)被保険者均等割額の軽減措置の見直しについてですが、平成 28 年の社会保障制度改革推進本部決定の「今後の社会保障改革の実施について」を踏まえ、保険料均等割額の 9 割軽減及び 8.5 割軽減の軽減特例措置について、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給に合わせて見直しするものでございます。

アの 9 割軽減については、平成 31 年度から介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金が支給されることなどにより、平成 31 年度を 8 割軽減とし、2020 年度から本則である 7 割軽減といたします。

また、イの 8.5 割軽減については、年金生活者支援給付金の支給対象とならないことなどから、平成 31 年度は、8.5 割軽減を維持し、2020 年度は、7.75 割軽減、2021 年度からは本則である 7 割軽減とするものでございます。

次に、(2)保険料軽減対象の見直しについてご説明いたします。これは、被保険者均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減について、軽減対象となる所得判定基準額を引き上げるもので、所得判定基準額の計算において、世帯の被保険者の人数に乘じる金額を、5 割軽減では 27 万 5 千円から 28 万円に、2 割軽減では 50 万円から 51 万円に引き上げるものでございます。

この条例改正は「3 施行期日」にありますとおり、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

以上、上程されました追加議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審

議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口修）

本件の質疑についても発言の通告がありませんので、質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

ありがとうございます。起立総員。よって、本件は可決されました。

○議長（谷口修）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。閉会にあたり、広域連合長の挨拶があります。

◎広域連合長（平谷祐宏）

平成 31 年第 1 回広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、御議決を賜りました。厚くお礼申し上げます。

引き続き、円滑な制度運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

○議長（谷口修）

各議員におかれましては、案件について御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げる次第であります。これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2 時 27 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 谷口 修

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 細川 雅子

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 信谷 俊樹